

特別養護老人ホーム 川口シニアセンター／第二川口シニアセンター

4人部屋タイプ 利用料金概算 1割負担 *1ヶ月(30日分)

第1段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥24,600	¥9,000	¥0	¥6,180	¥39,780
要介護4	¥26,940	¥9,000	¥0	¥6,180	¥42,120
要介護5	¥29,160	¥9,000	¥0	¥6,180	¥44,340

第2段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥24,600	¥11,700	¥11,100	¥6,180	¥53,580
要介護4	¥26,940	¥11,700	¥11,100	¥6,180	¥55,920
要介護5	¥29,160	¥11,700	¥11,100	¥6,180	¥58,140

第3段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥24,600	¥19,500	¥11,100	¥6,180	¥61,380
要介護4	¥26,940	¥19,500	¥11,100	¥6,180	¥63,720
要介護5	¥29,160	¥19,500	¥11,100	¥6,180	¥65,940

第4段階の方

介護度	利用料 (※1)	食費 (※2)	居住費 (※3)	日用品費 (※4)	合計
要介護3	¥24,600	¥51,000	¥25,200	¥6,180	¥106,980
要介護4	¥26,940	¥51,000	¥25,200	¥6,180	¥109,320
要介護5	¥29,160	¥51,000	¥25,200	¥6,180	¥111,540

※1 利用料には、介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）・栄養マネジメント加算・看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）・日常生活継続支援加算・夜勤職員配置加算 13 単位・口腔衛生管理体制加算 30 単位（月）・介護職員処遇改善加算が含まれます。その他、初期加算 30 単位／日・療養食加算 18 単位／日・経口移行加算 29 単位／日・口腔衛生管理加算 113 単位／月・退所時相手訪問相談加算 411 単位／回、退所前後訪問相談援助加算 473 単位／回、退所前連携加算 514 単位／回等がかかる場合があります。

※2・3 市町村民税世帯非課税の方で、資産調査結果により介護保険負担限度額認定証が発行された方は、以下のとおりの減額の制度があります。

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,700 円
居住費	0 円	370 円	370 円	840 円

※4 日用品費には、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュペーパー、おしぼりなどが含まれます。

介護保険負担限度額認定の段階

	配偶者がいない場合	配偶者がいる場合
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者（世帯全員が住民税非課税者）	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下 本人の預貯金等が 1,000 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下 夫婦の預貯金等が 2,000 万円以下
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 上記第1～2段階以外の方 本人の預貯金が 1,000 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税 上記第1～2段階以外の方 夫婦の預貯金が 2,000 万円以下
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の方 	

? お問い合わせ

受付時間：9時から17時まで 年中無休



特別養護老人ホーム 川口シニアセンター 生活相談室

〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1216-6

048-291-2120



〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

048-299-5292



info@kousei-sws.or.jp

URL

<http://www.kousei-sws.or.jp>